

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案に対する修正案要綱

第一 買取価格

1 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が債権の買取を行う場合の価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の当該債権の価額に、対象事業者の事業の再生を図る観点から東日本大震災によるその被害の状況等に応じて主務大臣が支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とすること。

2 1の適正な時価の算定に当たっては、再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し等についても勘案することができること。

（第二十三条関係）

第二 債権の管理及び処分

1 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取を行ったものの管理及び処分にあたっては、当該買取の価格がその債権額を下回る場合においては、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、その差額に相当する額（当該債権の弁済期の到来前に買取を行った場合その他の政令で定め

る場合にあつては、その額から政令で定めるところにより算定した額を控除した額）について、当該対象事業者の債務を免除しなければならないこと。

2 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものについては、当該対象事業者の東日本大震災による被害の状況、経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該買取りを行った後の一定期間、その弁済を猶予しなければならないこと。

3 機構は、1によるほか、2の一定期間の経過後、同項の債権については、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該対象事業者の債務を免除するように努めなければならないこと。

4 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分にあつては、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該債権に係る保証人（その保証を受けた法人たる対象事業者の代表者その他これに準ずる者を除く。）に対する保証債務の免除、当該債権に係る物上保証人（対象事業者の債務を担保するため自己の財産を担保に供した当該対象事業者以外の者をいい、法人たる当該対象事業者の代表者その他これに準ずる者を除く。）に対する担保の解除その他の当該対

象事業者の債務の保証に係る負担その他これに類する負担の軽減に資する措置をとらなければならないこと。

(第二十七条第一項から第四項まで関係)

第三 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。